

イラスト著作権侵害事件：神戸地裁平成 15（ワ）1595 号平成 17 年 7 月 7 日判決
（一部認容）

〔キーワード〕

著作物性，法人等著作，著作権の帰属，和解契約の成否，損害額（被告の利益額），慰謝料

〔事 実〕

本件は、被告が、原告が著作権を有する別紙イラスト目録記載 1 の 1 ないし 3 の熊のイラスト（以下、「原告イラスト」という。）の一部を改変した別紙イラスト目録記載 2 の 1 及び 2 の熊のイラスト（以下、「被告イラスト」という。）を用いたバースデーカードを販売したとして、原告が被告に対し、著作権侵害の不法行為に基づき、損害賠償等の支払いを求めた事案である。原告 X は、動物のイラストなどを用いたポストカード、レターセット、カレンダーなどの製造、販売を行う会社。

被告 Y は、絵画，複製絵画，ポスター，ステーションナル文具などの製造，販売などを行う会社。

争点は、次の 5 つである。

- (1)原告イラストの著作物性
- (2)原告イラストの著作権者
- (3)著作権侵害の有無
- (4)和解契約の成立の有無
- (5)損害額

〔主 文〕

- 1 被告は、原告に対し、56万0120円及びこれに対する平成15年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを4分にし、その3を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決の1項及び3項は仮に執行することができる。

〔判 断〕

1 証拠（甲34、乙3の1、証人A、同A、原告代表者及び各項末尾に掲記の証拠）及び弁論の全趣旨によれば、本件紛争の経緯は以下のとおりであると認められる。なお、日時については、平成15年を指す。

(1) 原告の営業担当員は、1月ころ、T社三宮店に営業に行った際、ポストカード売場で被告商品を発見し、原告代表者のもとに被告商品を持ち帰った。

(2) 原告代表者は、原告の著作権が侵害されていると考え、2月、A弁護士に相談したところ、A弁護士から、被告に損害賠償を求めることができるとの説明を受けた。

原告代表者は、被告が原告の著作権侵害の事実を認めて謝罪するのであれば、損害賠償を求める必要まではないと考え、A弁護士に対し、その旨を伝え、被告との交渉を依頼した。

(3) A弁護士は、2月25日、被告に電話をかけ、担当者であったAに対し、被告商品が原告の著作権を侵害しているので、直ちに被告商品の販売を中止して回収するよう伝えたとともに、被告において、被告商品を販売先から回収し、今後被告商品を販売しない旨記載した確認書を提出するのであれば、原告が被告に損害賠償を求めることはないと伝えた。

また、A弁護士は、被告に対し、同日、被告商品の販売中止を要求する旨記載した書面とともに、原告イラスト及び被告イラストをコピーしたものをファクシミリで送信した。(甲1,乙1)

(4) Aは、A弁護士が指摘するとおり、被告イラストが原告イラストに類似していると考えたので、被告代表者に対し、被告商品の販売を中止して回収することを進言した。被告代表者は、当初、Aの申出を受け入れなかったが、Aによる説得により、最終的には被告商品の販売を中止することに決めた。

(5) Aは、被告の販売担当者などに対し、被告商品の販売を中止し、販売先から回収するよう指示した。

その後、Aは、被告の販売担当者から、被告のもとには被告商品の在庫はないとの報告を受けた。

(6) Aは、3月24日、A弁護士に電話をかけ、被告商品の販売中止を決定し、その指示を出したこと、販売先に被告商品の在庫の返品を指示したこと、被告のものには被告商品の在庫はないことを伝え、その旨記載した書面も送付した。(甲2)

(7) A弁護士は、3月27日ころ、安室に電話をかけ、上記書面には被告商品の販売数量などの記載がないので、同書面では不十分であると伝えた。

そして、A弁護士は、4月1日、Aに対し、以下の内容の確認書を作成するよう要求し、その内容を記載した文書をファクシミリで送信した。

(甲3)

『第1

当社が販売しております別紙誕生日カード(パースデーハニカムポップアートカード。以下「本件カード」といいます)について、Xの製作販売しているカードを模倣、改変し、その著作権を侵害した事実を確認し、深く謝罪するとともに、今後、の著作権侵害

を行わないことを確約します。

第2

当社では、本件カードについて、月日に、販売店に対し販売中止及び本件カードの販売店からの回収の指示を行ったことを確認し、販売店から回収した本件カードの数量について、4月10日までに、Xに報告いたします。』

(8) Aは、A弁護士が作成した確認書を受け取り、A弁護士に対し、被告代表者にもう一度相談すると伝えた。そして、安室は、被告代表者に対し、A弁護士が作成した確認書に沿った内容の確認書を作成するよう説得したが、被告代表者は安室の説得に応じなかった。

(9) Aは、4月14日、A弁護士に電話をかけ、A弁護士の作成した確認書の内容では被告代表者が納得しないので、別の和解案を送付すると伝えた。そして、被告は、A弁護士に対し、4月17日ころ、以下の内容の確認書を送付した。(甲4)

『第1

当社が発売しております別紙誕生日カード(バースデーハニカムポップアップカード。以下「本件カード」といいます)について、Xの製作販売しているカードと類似していると指摘されました件につきましては、今後、Xの製作物に類似していると思われる商品を製作しないことを製作者(デザイナー)に指示しました。

第2

当社では、本件カードについて3月10日(月)に販売店に対し販売中止の指示を、3月24日(月)に販売店からの回収を指示しました。』

(10) A弁護士は、Aに電話をかけ、被告が作成した確認書の内容では納得することができないと伝えるとともに、被告商品の回収量を報告するよう求めた。

(11) そこで、Aは、被告の営業担当者から被告商品の回収数量を確認し、A弁護士に対し、4月28日ころ、被告商品を販売先から152部回収したことを報告するとともに、同報告により本件紛争を解決してくれるよう求めた(甲5)

(12) A弁護士は、Aに対し、上記報告書の記載だけでは納得できないので、同報告により本件紛争を解決することはできないと告げた。

(13) Aは、本件紛争に限らず、被告代表者と意見が対立することが多かったので、5月10日、被告を退職した。

(14) A弁護士は、被告に対し、6月6日ころ、被告が原告の著作物を無断利用したことによる原告の損害として、慰謝料を含め120万円の支払を求める旨記載した書面を送付した。(甲6)

(15) 被告は、A弁護士に対し、6月16日ころ、被告が、原告の著作権を侵害したとは考えていないことに加え、被告商品の販売を停止すればその余の要求はしないと原告の申出を受け入れ、被告商品の販売を停止したことから、被告にはこれ以上の義務はな

く、A弁護士の請求に応じることはできない旨記載した書面を送付した。(甲7)

(16)原告は、7月10日、本件訴訟を提起した。(当裁判所に顕著)

2 争点1(原告イラストの著作物性)について

原告イラストは、直立した状態の熊を正面から描いた図柄であるところ、熊の口が少し開いた状態で描かれていること、熊が両腕(両前足)を上挙げて描かれていること、熊全体が丸みを帯びた線で描かれていることに加え、熊の目の描き方などから、看者に対し、無邪気で愛くるしい表情をした熊が語りかけているような印象を与えるものである。

そうすると、原告イラストは、その表現方法において特段の工夫がされているとまでは認められないものの、表現を全体として見た場合には、作者の思想又は感情が創作的に表現されているものといえることができる。

したがって、原告イラストは、著作権法上の美術の著作物に該当するものと認められる。

3 争点2(原告イラストの著作権者)について

証拠(甲34,原告代表者本人)及び弁論の全趣旨によれば、原告代表者は、平成元年ころから、Pの屋号で、ポストカード、レターセット、カレンダーなどを販売する事業を開始したこと、原告代表者の従業員であったM(現在は原告の従業員)は、平成10年ころ、原告イラストを作成したこと、原告代表者は、X著作の名義のもと、原告イラストを用いたポストカードなどを製造し、百貨店などで販売したことが認められる。以上の事実関係からすると、著作権法15条により、原告イラストの著作権は原告代表者になると解される。

そして、原告代表者は、平成14年3月1日、原告を設立して代表取締役役に就任し、原告において、原告イラストを用いたポストカードなどの販売を継続していること(弁論の全趣旨)からすると、原告代表者は、原告を設立した時点で、原告に対し、原告イラストについての著作権を譲渡したものと推認される。

以上により、現時点では、原告イラストの著作権は原告にあるものと認められる。

4 争点3(著作権侵害の有無)について

被告イラスト(別紙2の2)は、直立した状態の熊を正面から描いた図柄であるところ、熊の体型や、熊が両腕(両前足)を上挙げて描かれているという点だけでなく、目や口の描き方についても、原告イラストと同一といえるほどに酷似しているものである。また、被告イラスト(別紙2の1)は、直立した2頭の熊が背を向け合っている状態を横から描いた図柄であるところ、これについても原告の商品に印刷されている原告イラストを横から描いた図柄(甲11の2,甲20ないし22)と同一といえるほどに酷似しているものである。

以上に加え、原告商品が全国の百貨店などで販売されており、被告従業員が、原告イ

ラストに接することが容易であったこと、しかも、被告商品が原告商品と同種の商品であることからすると、被告従業員は、原告イラストに依拠して被告イラストを作成したものと推認するほかない。

したがって、被告は、被告イラストを用いた商品を販売するに際し、原告の承諾を得ていないのであるから、原告イラストについての原告の著作権（複製権）の侵害について、故意又は少なくとも過失があるものと認められる。

5 争点4 (和解契約成立の有無)について

(1) 被告は、A弁護士が、被告の当時の担当者であったAに対し、平成15年2月25日、被告は、被告商品の販売中止と回収を行う、被告が被告商品の販売中止と回収を行えば、原告は、被告に対し、損害賠償を含むその余の請求はしないという内容の和解案を提示したこと、Aは、被告代表者の承諾を得た上、A弁護士に対し、同年3月24日、上記和解案を受諾する旨を伝えたことから、原告と被告の間には、A弁護士が提示したとおりの内容の和解契約が成立したと主張する。

一方、原告は、A弁護士が、Aに対し、当初から、原告に対する著作権侵害行為（違法行為）の確認と謝罪をするよう一貫して求めていたにもかかわらず、納得する回答がなされていないので、原告と被告との間で、和解契約が成立していないと主張する。

(2) 上記1のとおり、A弁護士は、平成15年2月25日、被告に電話をかけ、担当者であったAに対し、被告商品が原告の著作権を侵害しているので、直ちに被告商品の販売を中止して回収するよう伝えるとともに、被告において、被告商品を販売先から回収し、今後被告商品を販売しない旨記載した確認書を提出するのであれば、原告が被告に損害賠償を求めることはないと伝えたこと、Aは、A弁護士に対し、同年3月24日、被告商品の販売中止を決定し、その指示を出したと伝えたことが認められる。

この点、A弁護士が、安室に対し、同年2月25日の時点で、被告において原告著作権の侵害の確認と謝罪もするよう求めたか否かという点については、A弁護士とAの証言が食い違い、また、当時の状況を証する的確な証拠もない。

ところで、A弁護士が、同年2月25日、初めて被告に電話をかけたことからすると、その目的は、被告商品の販売を早急に中止させることに主眼があったと考えられるので、その時点で、終局的な紛争解決のための条件を提示したとまでは考え難い。そうすると、A弁護士が、Aに対し、同日、本件紛争の解決のために一定の要求をしたとしても、その要求を和解契約の申込みの意思表示とまでとらえることは相当でない。

したがって、仮に、A弁護士が、Aに対し、同年2月25日、被告による原告著作権の侵害の確認と、それに対する謝罪を求めなかったとしても、上記事実経過からすると、原告と被告との間で、被告が主張するような和解契約が成立したとまで認めることはできず、被告の上記主張を採用することはできない。

6 争点5（損害）について

(1) 以上で検討したとおり、被告は、故意又は少なくとも過失により原告の著作権を侵害したものであるから、不法行為に基づき、原告の損害を賠償する義務がある。そこで、以下、原告の損害額について検討する。

(2) 著作権法114条2項による損害額の算出

ア 被告商品の販売数量

(ア) 証拠(乙4, 5)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成15年1月から2月にかけて、商品の製作会社であるMに対し、被告商品を8,000部発注して納入を受け、これを取引先に販売したことが認められる。加えて、上記1のとおり、Aは、被告の営業担当者から、4月28日ころ、A弁護士からの要求に従い、被告商品を販売先から152部回収したとの報告を受けたことが認められる。そして、同報告は、営業担当者によるものであり、回収量も具体的な数字であることから、信用できるものと考えられる。

したがって、被告は、被告商品を8,000部販売し、そのうち152部回収したものと認められるので、被告商品の販売数量は7848部となる。

(イ) なお、原告は、被告が文書提出命令に応じず、被告商品の販売による利益に関する資料を提出していないので、原告が主張するとおり、被告商品の販売数量が2万部と認められるべきと主張する。

しかし、被告は、被告商品の販売に関する一定の資料(乙4ないし7, 9(枝番を有する書証については枝番を含む。))を提出しており、他の資料の提出を故意に拒んでいるというような事情もうかがえない以上、証拠上認められる以上の被告商品の販売の事実を認めることは相当でない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

イ 被告商品1部の販売利益

(ア) 証拠(乙6, 7, 9(枝番を含む))によれば、被告は、取引先に対し、被告商品を1部当たり112円又は120円で販売したことが認められるので、被告商品1部当たりの平均販売額を115円として被告商品の販売利益を算出することとする。そして、証拠(乙4, 5)によれば、被告は、株式会社M社から、被告商品を1部当たり50円で購入していることが認められるので、被告商品1部当たりの販売による粗利益は65円となる。

(イ) ところで、被告は、被告商品の1部当たりの利益が22円であると主張し、人件費や発送費などの諸経費の合計として、被告商品1部当たり40円が必要になるとの計算結果を記載した書証(乙5)を提出する。

しかし、被告は、被告商品以外に多くの商品を扱っていると考えられるので、人件費及び発送費などの諸経費は、被告商品の販売に関係なく当然に必要なものである。そして、被告による被告商品の販売数量が約8000部とそれほど多くないことに鑑みて

も、被告において、被告商品の販売により、人件費及び発送費などの諸経費が特段増加したとは考え難く、また、これを認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって、被告による被告商品1部の販売利益は、上記(ア)で算出した粗利益である65円と認めるべきであり、他の諸経費等も控除すべきであるとの被告の主張を採用することはできない。

ウまとめ

以上により、被告商品の販売により被告が得た利益の額は51万0120円であるから、著作権法114条2項により、原告は同額の損害を受けたものと推定される。

$$65円 \times 7848部 = 51万0120円$$

(3) 慰謝料

原告は、上記のとおり、被告による著作権侵害行為及び本件訴訟前後の被告の態度により精神的苦痛を受けたと主張する。

しかし、原告は法人であるから、原告自身の精神的苦痛というものは観念し難い。また、原告が、本件に関する被告の行為により、財産的損害の賠償を受けることによっても回復することができないような無形の損害を受けたことを認めるに足りる証拠もない。したがって、本件において、原告の慰謝料を認めることはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) 弁護士費用

本件訴訟の難易度、審理の経過及び認容額等の本件における諸般の事情にかんがみると、被告の不法行為と相当因果関係のある原告の弁護士費用は、5万円と認めるのが相当である。

7 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、上記6(2)、(4)の合計である56万0120円及びこれに対する平成15年7月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1. この事件は、原告の訴訟提起前に当事者間では和解交渉がなされたが、被告代表者が同社の交渉担当者の意見を聞き入れなかったことから、原告は訴訟に踏み切ったようである。原告代理人は被告が和解に応ずる条件として、著作権の侵害行為をしたことによる謝罪をまず求めたのだが、被告代表者はそれを拒否したという感情のもつれが、原告をして訴訟を決意させたようである。被告代表者としては、著作権侵害を認めていないのに、製造販売の中止のみならず、損害賠償や慰謝料の請求をされたことに対する反発もあったようだ。

2. 裁判所は、本件イラストについての著作物性を認め、著作権法上の美術の著作物に該当すると認定したが、妥当である。けだし、イラストがマンガチックな作品であろうと、そこには作者の思想又は感情の創作的表現が認められるからである。

ところで、このイラストは、原告会社が設立される以前に同一の屋号で事業を開始した代表者（使用者）Iの従業員Mの創作にかかるものであることから、本件イラストの創作はまず職務上の法人等著作（著15条1項）に該当すると認定された。その後、前記Iが会社を設立したことから、本件著作権はIから原告会社に譲渡されたものと推認されたが、この論理は妥当である。

3. 被告イラスト（別紙2）は、原告の本件イラスト（別紙1）のコピーと一見して分かるし、原告商品が全国のデパートなどで販売されていることから、被告従業員が原告イラストに接することは容易であり、これに依拠して被告イラストを作成したものと裁判所は推認し、被告には原告の著作権（複製権）の侵害について故意又は過失があったと認定したが妥当である。

4. 損害額について、裁判所は、まず被告の販売数量を8,000部（総販売数量）-152部（回収数量）=7,848部と算定し、次に、被告の1部当たりの平均販売額115円から仕入原価を1部50円として粗利益65円と算定した。被告は他の諸経費の控除も主張したが、これを認める的確な証拠はないと否認した。

その結果、65円×7,848部=510,120円と計算したが、妥当であろう。しかし、判決はその法的根拠を著作権法114条2項としているが、「その者がその侵害の行為により利益を受けている」場合に該当するから、114条1項の規定であるべきである。2項は使用料相当額についての規定である。ただ、慰謝料については、原告は法人であることを理由に原告自身の精神的苦痛は観念し難いというが、そうだろうか。法人といえども、著作権法18条～20条に規定する「著作者人格権」についての適用を受けるのだから、法人であることを理由に否定することは許されない。法人としては、二セ物が登場したことによって営業上の損失を受けたことから、それによる精神的苦痛は大きいといわねばならない。また、被告イラストの場合、原告イラストの改変ともいえるものであるから、同一性保持権の侵害を問題にしてもおかしくないだろう。

なお、弁護士費用として、被告の不法行為と相当因果関係のある原告の費用は5万円と認定されたが、特に根拠のある数字ではないから、原告としては割り切れないだろう。

〔牛木理一〕